

日本労働年鑑 第26集 1954年版
The Labour Year Book of Japan 1954

第二部 労働運動

第一編 労働争議

第二章 主要な争議

第四節 全鉱連の争議

争議の背景

朝鮮動乱以後いわゆる「金属ブーム」といわれる好況は二六年上半期において頂点に達し、その後、鉛、亜鉛、錫等の主要地金の市価低落は顕著になった。これは海外の買控え等の影響を受けて需要が激減したものであり、「軍拡の中だるみ」が金属鉱業に敏感にあらわれた結果といえるであろう。

しかし生産の面からいうと、まず二六年下半期において、ルース台風の被害はそれほどでもなく、また復旧も早かったし、電力危機も年間生産計画を変更するにはいたらなかった。製錬部門についても鉛、亜鉛の製錬は若干減少しているが銅はほとんど減少していない。要するに生産面においては大きな障害があらわれなかったといつてよい。

消費面についていうと、鉛の市価は製錬所建値を五万円下回っており、銅はトントン、亜鉛は三〇万円台から二八万円に下落した。もっともめぐまれたのは硫黄で、松尾建値三万円、市価は五万円をとえ、硫化鉱の二五%値上げがみとめられた。

このように主要鉱種には生産過剰が生じているが、銅、鉛については二七年度より電源開発がスタートするし、また国際的にみても銅、亜鉛は不足し、硫酸、化学肥料(硫黄、硫化)にたいする需要も旺盛である。鉄鉱石、石灰、重晶石などにたいする需要も相当に強いといえる。

しかし電力料金や石炭、輸送費が多かれ少かれ騰貴しており、これを製品値上げで吸収できないところに問題があり、企業合理化による労務費の削減が資本家の日程に上った。ここに資本が不況を理由にしてベース・アップをなかなか許容せず、調整金などの一時金で処理しようとした根拠があった。

以上のような状況にもかかわらず、各社の利益金は膨大な額にのぼった。全鉱調査によると、各社の利潤は日鉱八億円(配当率四割)太平一三億円(三割五分)神岡一六億円(三割五分)別子七億五〇〇〇万円(四割)同和六億円(四割)古河一〇億円(四割)となっている。資本蓄積高も日鉱二四億、太平三三億、神岡三七億、別子一五億、同和一一億、古河二〇億に達した。こうした状態であったから労働組合の強硬な主張によって、ついには一時金をひっこめ、ベース・アップをみとめたのであった。

争議の経過

全鉱連では三月二六日の第一七回臨時大会において四月以降のベース・アップに関する「標準賃金

案」ならびにつきのような賃金闘争方針を決定した。

(四月以降賃金闘争方針)

一、要求並びに交渉は各企業連ないし単組ごとにおこなうが、闘争組織として企業連は大手(六社)中小(五社)の二ブロックに分ち、単組は各地協ごとに共同闘争をおこなう。

二、全鉱中央執行委員会が保有する罷業、統制等の指令、指示権は各共同闘争委員会に移譲する。

三、全鉱本部常駐の執行委員を各企業連(単組)の非常駐執行委員として、各企業ごとの交渉に参加できるように各組合において措置する。

四、標準要求額は一万三〇九一円とする。

五、新賃金の協定期日は原則として一年とする。

闘争態勢としては、傘下各組合をそれぞれ大手六社(日鉱、太平、住友〔別子〕、古河、同和、神岡)中小五社(日鉄、大日本、新鉱発、日窒、昭和)ならびに、その他の企業連、各単組を地域別に結集した九地方ブロック(北海道、奥羽、秋田、東北、関東、甲信越、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州)の三集団にわけた。

かくしてこれらの三集団は、その後、大会の決定にもとずいて三月一八日六社、二〇日中小、四月五日地方ブロックの順で、それぞれ共同闘争委員会を設立し、各共闘ごとに統制をとって闘争を推進していった。まず六社共闘委は、四月一日「指令第一号」を発し、要求期日四月一二日、会社側回答期日を四月二三日に決め、さらに要求額については「標準要求案」としつつ、それぞれの実情を勘案して各組合が独自のものを決定し、この場合、各組合は「協定期間」の項に「協定期間中といえども、社会経済情勢の変動なめにあつた場合は、実質賃金確保のため別途要求を行うことを認められたい」との字句を挿入することにした。

大手六社の各組合は右の指令通り各社一斉に次のような要求を提出した。

(六社要求額)

日鉱連

坑外 一万三〇〇〇円 二五工

坑内 製錬、要務職の坑外に対する基準賃金比は、原則として夫々一五一、一二八及び一八〇を維持する

大平鉱連

坑外 一万五〇〇〇円 二五工

坑内 二万二二二〇円 二二工

直製・尾去沢 二万円

(二五工) 細倉 一万八七五〇円

(二五工) 生野 一万八五〇〇円

(二五工) 直島 一万八五〇〇円

(二五工) 鉱研 一万五七五〇円

(二五工) 女子保護別途協議

神鉱連

坑外 基準内 一万一〇〇〇円

奨励金 三〇〇〇円

坑内職員別途協議

別鉱連

坑外 一万四八〇〇円 二五工

坑内外比現行通り、直製、保護は夫々坑外の一二五及び六〇の比率

同労連

坑外 一万四八〇〇円 二五工

坑内 一万八六〇〇円 二二工

保護 八七〇〇円 二五工

職員 二万三九〇〇円

古鉦連		
坑外	一万三〇〇〇円	二五工
坑内	一万八五〇〇円	二二工
直製	一万五九三〇円	二三・五工

なお各企業連とも次の条項を付帯している。

協定機関

一か年とする。但し協定期間中といえども、社会経済情勢の変動などがあつた場合は、実質賃金確保のため別途要求を行うことを認められたい。

中小の五組合も同日要求を提出、その後、地方ブロックも逐次これにならい、いよいよ賃金闘争の発端はひらかれた。まず大手各社では組合側の要求にたいして四月二三日いずれも回答を行ったが、神岡、別子二社は「回答を延期」また太平、古河、日鉦三社は「ベースについては現行を維持し、期間は一か年とする」と主張した。このうち日鉦だけは「調整給」という名目で毎月総額三〇〇万円程度(一人平均二五〇円)の支給を附加した。

ここにおいて交渉は最初から難航をみせ、その後各社においてそれぞれ交渉が重ねられ、会社側から経理事情の説明などがあつたが交渉は遅々としてはかどらなかつた。かくして五月一六日にいたり神岡を除く大手五組合は、交渉を打開するため全山一せいに二四時間ストを実施し、さらに五月二二、二三日には、第二波の四八時間ストを決行する態勢をとつた。

(注)

(1)六共闘指令第三号
一五月二日発一

〔記〕

一、各企業連は五月六日以降具体的回答を獲得するため精力的かつ強力なる団体交渉を推進せよ。

二、日鉦連、大平鉦連、古鉦連、別鉦連、同労連は五月一六日全山一せいに二四時間スト(第一波電報指令による)を決行し得る態勢を確立せよ。

三、神鉦連の第一波突入日については五月七日附追って指令する。

四、日鉦連、大平鉦連、神鉦連、古鉦連、別鉦連、同労連は第一波実施後団体交渉の推移によっては四八時間スト(策二波電報指令)を決行するにつきこれが態勢を確立せよ。

(2)この第一波ストにたいしては花岡労組代議員会からつぎの要旨の抗議文が発せられた。一、六共闘の第一波ストにたいする結論は消極的な闘い方で、全鉦七万組合員に与える影響が大きい。二、つまり六共闘が第一波ストで大会決定を無視して神鉦連を除いた事実である。三、闘争のはじめからこのような不備の闘い方を進めるならば統一闘争を切り崩そうとしている敵のワナににとびこむことになる。

しかしながら、その後も交渉はひらかれず、五月一九日、大手五組合は自主交渉のみではらちがあかないとして、それぞれ当該各社を相手どつて中労委に斡旋を申請した。

中労委では組合側から斡旋申請を受けるや同日直ちに大手五社の代表を招いて、斡旋を応諾する意思があるかどうかをただした。会社側はこれにたいして、今後なお自主解決の余地があると主張し、金属鉦山は経営不振で、本年上期以降の業界の見透しが悲観的なので斡旋がおこなわれてもかえって中労委の立場を悪くするという理由から斡旋を拒否した。

その間に大手五組合では五月二二、二三日の両日予定していた第二波四八時間ストに突入、中小企業連のうち、日奎などもこれに同調し、争議の様相は、にわかにはわしくなつた。それに応じて

各社における交渉も若干進展し、六月初めにかけて古河をのぞく各社から、調整給、あるいは昇給分と、別に賞与、一時金の三本立で、逐次具体的な回答が提出された。

(注)

(1)指令と闘争宣言は次の通り。

(六社共闘指令第四号)

—五月七日—

六社共同闘争委員会(五月七日)の決定に基き、五月七日以降当面の闘争方針につき、左記指令する。

〔記〕

一、各企業連は、五月一六日全山一斉二四時間スト(第一波)を決行せよ。

二、各企業連は、五月二二日、二三日全山一斉四八時間スト(第二波)を決行せよ。

三、第二波以降の闘争方針については、追而指令する。

(六共闘々争宣言—要旨)

われわれの賃金要求にたいする会社側の態度はギマンに終始している。

第一にベースアップは経営を崩壊さすおそれがあると云うが二五、二六の二年間にわたるボウ大な資本蓄積には全く言及していない。

第二に、いまこそ会社は補強工作に全力をあげ、生度設備の充実改善にあたると強調しているが、ボウ大な資本蓄積を新企業に投じようとしているのである。

第三に、物価は横バイで労働者の生計費は上っていないから、ベース・アップの必要がないとの主張は、過去における低賃金を無視しており、労働者の生活水準向上を拒否するものである。

以上を要約すると会社側はベース・アップを拒否する根拠は存在しないのである。しかも今次私鉄賃金斗争の示したベース・アップの社会性に関しても何らの考慮を払っていないことは高利潤産業の名をほしいままにしている金属鉱業経営者の不誠意をバクロした以外の何ものでもない。会社側がこうした極めて強硬な態度を示していることは講和後における政府の反動的労働対策を背景にもつものとして多大の関心と警戒を払う必要があることと痛感する。もし会社側において依然として現在の態度を堅持する限り交渉の円満な成立を希望するわれわれの平和的態度は放棄せざるを得ないであろう。

全鉱各共闘機関は、最悪の事態にたいする万全の準備と決意をもって会社側の反省を促す次第である。

(2)この第二波ストの状況は次の通りだった。たとえば二二日二四時間ストに入った足尾銅山・足尾製作所両労組では、午前九時から自転車一〇〇台、自動車二台に分乗して、全町内をデモ行進し、鉱業所松尾所長等に面会、決議文を手交した。

所長はデモ行進に参加した組合員全員に会うことを拒否したので、約四〇分間もみあったあと、決議文をうけとり、デモ隊は一時すぎ解散した。会社は組合が保安委員を出して保安を確保しているにもかかわらず、職員を七一名も出動させて、重要個所に配置し、組合にたいし挑発的態度をとった。

しかし組合側は、会社側の提示した金額を問題とせず、五月五、六日から五組合ではそれぞれ七十二時間ないしは無期限波状ストを計画するにいたった。

一方、中労委においては六月四日委員総会がひらかれ、本争議についての実情調査の報告がおこなわれたが、交渉のめどがつかない場合は中労委として積極的な手段を講ずる旨、会社及び労組に通告することを決定した。このような組合と中労委の動きがキッカケとなって各社の交渉はかなり進展し、各社とも新回答を提示したため、日鉱、同和、別子の三組合はストを延期して交渉を続行することになり、太平、古河の二組合が波状ストに入った。中労委の斡旋申請にかからなかった神

岡鉱業の交渉は六月に入って急激に進展し、六月一二日ついに労資の間で意見が一致、いち早く仮調印を行った。なお神岡労連は、六社共闘にたいして「組織の実情として六社共闘の中では同調しがたい事態に逢着したので、今後オブザーバーの資格にしてもらいたい」という意思表示を行ったので、六社共闘では今後、神岡をのぞいて五社で実質的に運営することが確認された。神岡鉱業の妥結内容は次表の通りである。

六月五日ストを延期した同和においても交渉が進展し、六日組合が会社側の具体案を山元の大衆討議にかけて検討する段階にまで到達し、一二日山元の結論をもちよって代議員総会を招集して最終的な組合の態度を決定することになり、また日鉱では六日の交渉で同和と殆ど同額の会社回答が提示され妥結の見透しが強くなった。

住友では七日のストを延期したものの、交渉がふたたび暗礁にのりあげたために、一〇日にいたり「一三日以降、鴻舞、佐々連二山全面無期限スト、一六日以降はこれに別子が参加する」とのスト通告をおこなった。最も交渉がすすまなかったのは、古河、太平の二社で、古河では一一、一二の両日全山一せい四八時間ストに入り太平では五日から連日全山を四地区に分けた二四時間波状ストを続行するという状況になった。このように妥結しようとするところと闘争が長期化するところとの二つのグループにわかれ、五社共闘の内部情勢はかなり複雑になった。

妥結の気運がたかまりつつあった同和では六月一七日労資双方の意見が一致し、調印をおこない、また翌一八日、日鉱が妥結をみるにいたった。その後他の三社では六月一九、二〇日の両日にわたって会社側が新回答を提示したため、住友では山元にオルグを派遣して大衆討議にかけた上で結論を出し、二八日頃会社側に回答することになった。

古河では二三日交渉ゆきずまりの状況から、会社側で中労委の斡旋に応じたい意向をもらしたため、中山会長が具体的な斡旋に入り次のような申し入れを労資双方に行った。

(申し入れ)

五月十九日組合側の申請にかかわる一九五二年四月以降の賃金改訂争議につき、本委員会としては慎重審議の結果、左記の結論に到達した。

よって当事者双方は、本申し入れにもとずき速かに今次争議の円満な解決を図られたい。

一、一九五二年四月以降の基準賃金を坑内、坑外につき何れも月額六〇〇円(税込)増額すること。

二、基準外賃金の割増率現行二五%を三〇%とすること。

三、賞与は石炭部門と同額とすること。

四、協定期間一年とすること。

この申し入れにたいして六月三〇日会社側からは不満ながら受諾する旨、また組合側からは七月一日「第一項」について不満なので拒否したいとの回答があり、ふたたび自主交渉によって解決が図られることになった。この日組合側は七月四日以降A(足尾、日光)B(その他)の二ブロックに分けて四八時間ストを決行する旨を会社に通告、情勢はまたもけん悪になった。組合側の不満とするところは、現行坑内外の賃金比率一〇〇対一四〇が一〇〇対一三七・四に縮少することで、額そのものにも勿論、不満の意を表明していた。

かくして交渉は三日から四日にかけて続行され、かなり歩みよりをみせ、ふたたび中労委に斡旋を申し入れたため、中労委では、さきの申し入れの第一項を「昭和二七年の基準賃金を坑外につき月額六〇〇円(税込)増加し、坑内については現行一四〇%の賃金比率を維持する」ことに修正すると申し入れた。これにたいし労資は一応受諾する状況となった。

太平鉱業ではその後まず六月二七日会社側が坑外、坑内一率五三〇円アップの新提案をなし、さらに同二九日会社試案として、受諾しなければ撤回することを条件に、坑外九六五〇円(五五〇円アップ)坑内一万三七五〇円の会社試案を提示した。これにたいし組合側は拒否の回答をしたので、会社側が白紙にもどし、交渉はふたたび停滞した。組合側はその後七月一日に三日以降全山無期限保要放棄ストを決行する旨を会社に通告、このため中労委は、労資と個別的に会見、自主交渉促進方を要望した。かくして、三日にいたり坑外九六五〇円、坑内現行一四三・八%を維持することで、ついに妥結した。

住友鉱業では、六月二〇日以降、交渉を一時中止し、各山元にオルグを派遣し態度決定をおこなっていたが、七月一日中執委をひらいて討議した結果、会社最後案について、不満であるとの態度を確認し、七日以降全山無期限ストをふたたび決行することを決定した。組合側はこの決定にもとずいて七月二日交渉再開方を申し入れ五日まで連続交渉したが、五日にいたり会社側が一時金の従来の線三六〇〇円を四〇〇〇円に増額する旨を提案、組合側はこれを了承してついに妥結するにいたった。

古河でもその後七月一二日にいたり賞与について石炭部門と同額の一六一六〇〇円の支給が決定、原則的問題については、すべて労資の意見が一致したが、その後七月一五日以降、足尾鉱山における坑内事情差、本人給中の能率給の配分ならびに女子鉱員の賃金比率の問題について紛争が残り交渉がつづけられたが、一八日ようやく妥結をみるにいたった。

なお中小各社の状況は、新鉱発が、「坑外八七八九円(四〇九円アップ)坑内一万一〇八五円(四八二円アップ)」の条件のもとに五月二三日まっさきに妥結した。中小各社の中で大手の二二、二三日の四八時間ストに同調してストライキに入ったのは日窒だけであった。すなわち日窒では五月二二日二四時間ストに入り、会社側は六月一〇日にいたり「鉱員平均一人当り二五〇円の調整金を支給する」と回答した。これにたいし組合側は不満の態度をとり翌一日四八時間ストに突入した。一八日の事務折衝で四〇〇円増、二〇日に坑外九六〇〇円の回答が提示されて了解に達し、二一日には妥結した。

その他、大日本では六月二五日に妥結し、また日鉄でも六月一七日から一九日にいたる三日間時限ストに突入する等の闘争によって鉱山四五〇円、石灰山三〇〇円のベースアップを獲得して七月一〇日妥結調印した。

争議の意義

まず争議の妥結内容を検討すると、ベースの面では、古河、日鉱を除き、坑外はいずれも六%アップとなっており、坑内は五・一%~六・一%の幅で妥結している。この点は最初経営者がベース・アップの要求を一時金ですりかえようとした意図をうち破ったものである。しかしこのようなベース・アップ率は、二七年四月の全都市C・P・IIによる騰貴率六・七%にほぼ見合うものであり、組合側の意図した賃金の戦前復帰は到底実現できなかった。このことは一面では恐慌の第一段階のあらわれはじめた時期であったため、賃上げが困難にぶつかったことと、他面においては、六社共闘において最初から神岡が脱落して統一闘争の態勢が不十分であったばかりでなく、配給ストライキの域を脱しきれず、真に大衆的闘争となりえなかったことに起因するといわねばならない。

■←前のページ 日本労働年鑑 1954年版(第26集)【目次】次のページ→■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
